

日本血管看護研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本血管看護研究会 (Japanese Society for Vascular Nursing) と称する。

(事務局)

第2条 本会は主たる事務局を横須賀市稻岡町82番地神奈川歯科大学短期大学部に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は血管看護学の進歩発展を図るとともに、血管看護に携わる者の連携、懇親を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 毎年1回の研究会の開催
- 2) 日本血管看護研究会誌の発行
- 3) ホームページやSNSを利用した血管看護に関する情報発信
- 4) 血管看護に関する国内外の実践交流と研究
- 5) 血管看護に関する看護基礎教育及び継続教育機会の提供
- 6) 血管看護政策に関する調査研究
- 7) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び入会

(会員)

第5条 世話人会は、血管看護の実践、教育、研究に携わる者を別に定める基準に従って会員とすることができる。

2. 本会の会員は、正会員、賛助会員の2種である。正会員は本会の趣旨に賛同した個人、賛助会員は同様の企業、官公庁、教育機関、医療機関等の団体である。賛助会員は本会の定める会議での議決権を持たない。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、所定の正会員、賛助会員入会申込書を提出し、代表世話人（本会事務局宛）に申し込まなければならない。

2. 代表世話人は、入会の申込について、別に定める基準に従って、世話人会議で審議し承認を求めるものとする。

(会費)

第7条 会員は所定の年会費を納入しなければならない。

2. 正会員6,000円、賛助会員3万円とする。但し、平成27年度に限り会員の種別によらず2,000円とする。本会の会計年度は4月より翌年3月とする。

3. 会費の納入方法は、代表世話人名義の銀行口座に会員が直接払い込む。
4. 会員がすでに納めた会費は返却しない。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、所定の退会届を提出しなければならない。

2. 会費を2年以上滞納した会員は、退会となる。

第4章 組織

第9条 本会の事業に関する審議・執行のため、本会に次の機関をおく。

- 1) 本会の重要事項について審議を行う最高機関として総会をおく。総会は毎年1回、代表世話人の召集によって開催される。
- 2) 本会の活動の全般にわたる審議・執行の機関として世話人会をおく。世話人会は代表世話人の召集により随時開催される。
- 3) 世話人会と協力して必要な事項の審議と執行にあたる機関として、学術国際委員会、教育委員会、広報委員会、編集委員会、倫理委員会をおく。
- 4) 世話人会は特に必要を認めた場合には、その議に基づき特別委員会を設けることができる。

第10条

総会、世話人会、委員会の決議は、出席者の過半数の賛同によって決する。

2. 世話人会はその活動につき総会に報告を行わなければならない。ただし、この報告は会員に周知しうる他の方法によって代えることができる。
3. 委員会はその審議及び執行の状況につき世話人会に報告を行う。世話人会は必要に応じ委員会の活動について指示を与えることができる。

第11条

本会の会務の執行を補佐するために事務局をおく。

第5章 役員

(役員の種類)

第12条 本会には次の役員をおく

- 1) 世話人
 - 2) 監事
 - 3) 事務局長
 - 4) 顧問
2. 世話人のうち1名を代表世話人、必要に応じて1人または2人の副代表を置くことができる。

(役員の選出)

第13条 世話人及び監事は会員から選出される。

2. 代表世話人は世話人の互選により選出する。
3. 副代表は、代表世話人が指名する。
4. 事務局長は代表世話人が選任する。

5. 顧問は必要に応じて代表世話人が選任する。

6. 選任された役員は、世話人会で報告する。

(役員の任期)

第14条 世話人・監事は3年任期とし、連続して2期までは継続できる。

2. 世話人、監事、事務局長に事故ある時は、世話人会の議を経て交代することができる。

(職務)

第15条 代表世話人は、本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副代表は、代表世話人を補佐し、代表に事故があるとき又は代表世話人が欠けたときは、代表世話人があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 世話人は、世話人会を構成し、この会則の定め及び世話人会の議決に基づき、本会の業務を執行する。世話人会の議長は代表世話人があたり、議決は過半数を持って決する。なお、賛否同数の場合は議長が決する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

1) 世話人の業務執行の状況を監査すること。

2) 監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを世話人会に報告すること。

6. 本会の業務を処理するために、代表世話人の選任する役員に事務局長を命じ、事務局または事務所を設けることができる。

7. 顧問は原則として会の運営には参加しない。

第6章 会議

(会議の種別)

第16条 本会は以下の会議を開催する。

1) 総会

2) 世話人会

3) 研究会

4) 臨時総会

(総会)

第17条 総会は毎年1回、代表世話人の召集によって開催され、当日の出席正会員をもって構成する。

2. 世話人の選出および本会の運営に関する重要事項を世話人会の報告に基づき審議、決議する。

(世話人会)

第18条 世話人会は世話人の過半数以上の出席がなければ会議を開き議決することはできない。

2. 次の事項は、世話人会での審議を以て議決される。

1) 総会の召集

2) 研究会の召集

3) 代表世話人、副代表、監事、事務局長、顧問の選出

4) 委員会委員の選出

5) 事業運営に関する事項

- 6) 会則の変更
- 7) 事業計画および予算書
- 8) 収支決算書
- 9) その他、本会の運営に関する事項で、上記議決以外の事項
(研究会)

第19条 本会は原則として研究会及び研修会を年1回開催する。

2. 参加費は研修会毎に設定する。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、世話人が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、開催することができる。

(議事録)

第21条 世話人会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 開催の日時及び場所
 - 2) 世話人総数、出席者数及び出席者氏名
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第7章 会計

(会計)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり3月31日に終わる。

2. 本会は、年会費、研究会参加費、寄付金その他の収入によって運営される。

第8章 会則の変更

第23条 本会の会則を変更する場合は、理事会の議を経て適時変更することができる。

附則

本規約は2015年6月より施行する。